

佐渡市における公の施設の指定管理者の募集について

1. 指定管理者制度とは

平成15年9月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理運営について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費削減を目指すため、指定管理者制度が創設されました。指定管理者制度においては、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行なう指定管理者となることが出来ます。本市では、「公の施設」の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2. 申請の資格

申請資格を有するものは、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営し、かつ各施設の設置目的を効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体」という）とします。なお、個人は申請資格を有しません。

3. 指定管理者を募集する公の施設

担当課	施設名	所在地(佐渡市)	担当課	施設名	所在地(佐渡市)
社会福祉課	両津デイサービスセンター しゃくなげ	加茂歌代150番地20	観光商工課	トキ交流会館	新穂湯上1101番地1
	両津デイサービスセンター いわゆり	豊岡1672番地16		ドンデン山荘	椿697
	両津デイサービスセンター たんぼぼ	加茂歌代904番地1		佐渡海洋深層水利用施設	多田262番地4ほか
	両津デイサービスセンター かんぞう	鷺崎1781番地3		海の家さわた	河原田本町411
	金井デイサービスセンター しゃくなげの里	中興乙2822番地1		森林公園オートパークさわた	山田(佐和田ダム)地内
	新穂デイサービスセンター	新穂大野1816番地2		新穂就業改善センター	新穂瓜生屋99番地2
	畑野高齢者生活福祉センター	栗野江1837番地		素浜青少年海の家	小比叡397-25
	松ヶ崎デイサービスセンター まつさきの里	松ヶ崎1192番地1		小木ダイビングセンター	琴浦225-2
	小木デイサービスセンター つくし	小木町1949番地1		羽茂温泉保養施設	羽茂飯岡170番地1ほか
	小木短期入所施設 つくし	小木町1949番地1		赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉	三川2915番地
	赤泊デイサービスセンター やすらぎ	赤泊2207番地19		赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜	赤泊2206番地3
	相川健康増進センター ワイドブルーあいかわ	相川栄町21番地		赤泊自然休養村管理センター	赤泊ふるさと会館
	さわたコミュニティセンター ビューさわた	中原244番地2		赤泊ふるさと会館	庭場1100番地
	大佐渡交流活性化センター		相川ふれあい集会所	相川下京町7番地	
	金井温泉保養センター金北の里		相川民話の館	北片辺374番地	
	金井健康保養宿泊施設 湯場の宿	中興乙2822番地1	金井東部地区コミュニティーセンター	吉井29番地	
	中興資源活性化センター		平泉地域活性化センター	泉乙632番地2	
	新穂健康保養センター 新穂湯上温泉	新穂湯上1111番地	簡易宿泊施設 静山の里	静平596番地3	
	畑野温泉保養センター 松泉閣	栗野江1810番地4	畑野鳥越文庫	猿八329番地	
	畑野農村休憩施設 ゆうばえの里		佐渡マリンスポーツハウス	羽茂大石103番地2	
真野健康保養センター ゆとりびあ真野	真野538番地1	小本特産品開発センター	小木町1949番地1		
小木健康保養センター おぎの湯	小木町1494番地6	真野農林漁業体験実習館 潮津の里	背合38番地		
老人休養ホーム こがね荘	栗野江1810番地2	勤労青少年ホーム			
畑野高齢者コミュニティセンター		両津運動広場			
両津総合福祉センター しゃくなげ	加茂歌代150番地20	両津野球場	城腰363番地		
真野老人福祉センター 寿楽荘	長石211番地2	両津テニスコート			
羽茂老人福祉センター おもと	羽茂本郷30番地	両津農村広場			
保養施設 いこいの村佐渡	多田23番地	サン・スポーツランド畑野	栗野江1810-1		
※申請資格、指定期間等の詳細事項は、募集要項を確認してください。			生涯学習課	小木テニスコート・クラブハウス	小木町2046番地
			農林水産課	日本アマチュア秀作美術館	小木町1935番地1

4. 応募要項の配布

配布期間 平成17年6月1日(水)～平成17年6月24日(金)8:30～17:15(土曜・日曜、祝日は除きます)
 配布場所 本庁・支所担当課窓口、ホームページ(<http://www.city.sado.niigata.jp/>)

5. 申請の受付

受付期間 平成17年6月15日(水)～平成17年7月11日(月)8:30～17:15(土曜・日曜、祝日は除きます)
 提出方法 各施設の募集要項を参考の上、持参または郵送により提出してください。
 提出先 本庁担当課窓口
 その他 詳細な申請資格や提出資料等については、募集要項を確認してください。

6. 審査及び選定等

審査及び選定は、別途設置する「佐渡市指定管理者選定委員会」において「佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」の基準により審査し申請者に選定結果を通知します。選定された団体は、速やかに担当課と協議し仮協定書を締結するものとし、その後の市議会の議決により指定管理者として指定されることとなります。なお指定管理者による施設の運営は、平成18年4月1日から予定しています。

7. 問い合わせ先

担当課	電話	担当課	電話
佐渡市 社会福祉課	0259-63-5113	佐渡市 企画情報課	0259-63-4152
佐渡市 環境保健課 トキ推進室	0259-22-3111	佐渡市 農林水産課	0259-63-5117
佐渡市 観光商工課	0259-63-5116	佐渡市 生涯学習課	0259-27-4181